

くらしをまもり、未来をつくる

2023 春季生活闘争ニュース

2023.3.6 ー第4号ー 連合北海道 春季生活闘争本部

長時間労働の是正に向け、街宣を実施

◆3月6日は36（サブロク）の日

労働基準法で定める労働時間は、原則、1日8時間・週40時間以内とされており、会社がこれを超えて時間外労働（残業）を命じる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定、所謂「36（サブロク）協定」の締結と、労働基準監督署への届出が必要となっている。

しかしながら、連合が2019年に行った調査では、残業が命じられる場合に36協定の締結が必要であることを知っている人は55.3%、さらに、勤め先で36協定が締結されているのは59.1%となっており、多くの労働者は労使協定が必要であることを知らないまま残業を命じられている可能性がある。

連合では、3月6日を「36（サブロク）の日」として記念日登録をし、毎年、全国47都道府県にある地方連合会で一斉行動を実施しており、連合北海道（会長：杉山 元）は3月6日（月）の正午、札幌市の紀伊國屋書店前にて街頭宣伝を実施した。

杉山会長は、「長時間労働の是正には、36協定をしっかりと締結していることが大切だ。昨年1年間、長時間労働や時間外労働の不払いに対する監督指導が前年を上回った。働く者が健康で、ワークライフバランスの取れる働き方が重要」と述べ、職場における36協定の確認と長時間労働の是正を訴えた。



36協定の必要性を訴える杉山会長



ワークライフバランスの取れる働き方について述べる杉山会長

また、山田組織労働局長は、今次春闘の取り組みに触れ、「物価上昇以上の賃上げや労働条件の見直し、企業による積極的な労働者の処遇改善が、企業の未来づくりにつながる」と述べ、「人への投資」を求めた。

連合北海道は、大手先行組合の回答が集中するヤマ場を来週に控え、2023春季生活闘争総決起集会を3月10日（金）に開催する。

連合北海道2023春季生活闘争・統一地方選挙勝利！！

3.10全道総決起集会

- 日 時：2023年3月10日（金）18時～
- 場 所：共済ホール（札幌市中央区北4条西1丁目）

昨年まで春闘ニュースと妥結情報をそれぞれ発行しておりましたが、今年から春闘ニュースにまとめて掲載することといたしました。あらかじめご了承ください。